## 2022年11月20日(日)オンラインイベント 11月20日は世界子どもの日 ~子どもの"いま"と"これから"を、 気軽におしゃべりしませんか~



## クイズで考える、 子どもの"いま"と"これから"

# どうして1月20日が「世界子どもの日」??

## クイズ 1: 「子ども」は何歳未満?

- ①16歳未満
- ②18歳未満
- ③20歳未満
- ④25歳未満

## クイズ 1: 「子ども」は何歳未満?

- ①16歳未満
- ②18歳未満
- ③20歳未満
- 425歳未満

## クイズ2:世界の子どもの数は?

- ①13億5000万人
- ②23億5000万人
- ③33億5000万人
- ④43億5000万人

## クイズ2:世界の子どもの数は?

- ①13億5000万人
- ②23億5000万人
- ③33億5000万人
- 443億5000万人

## クイズ2:世界の子どもの数は?

- ①13億5000万人
- ②23億5000万人
- ③33億5000万人

- 2020年
- ·世界の人口 77億9479万人
- ·18歳未満 23億5367万人(30.2%)
- ④43億5000万人

## クイズ3:日本の子どもの数は?

- ①1513万人
- ②1713万人
- ③1913万人
- ④2113万人

## クイズ3:日本の子どもの数は?

- ①1513万人
- ②1713万人
- ③1913万人
- 42113万人

## クイズ3:日本の子どもの数は?

- ①1513万人
- ②1713万人
- ③1913万人
- ④2113万人

- 2020年
- ·日本の人口 I億2647万人
- ·18歳未満 1913万人(15.1%)

## クイズ4:世界で働いている子どもの数は?

- ① I 億5200万人
- ②1億6000万人
- ③2億2200万人
- ④2億4600万人

## クイズ4:世界で働いている子どもの数は?

- ① | 億5200万人(2016年の児童労働者数)
- ② I 億6000万人 (2020年の児童労働者数、世界の 子どもの I 0人に I 人)
  - ③2億2200万人(2020年の働く子どもの数)
  - ④2億4600万人(2000年の児童労働者数)

## クイズ5:子どもの権利条約が国連で 採択されたのはいつ?

- ①1969年
- ②1979年
- ③1989年
- ④1999年

## クイズ5:子どもの権利条約が国連で 採択されたのはいつ?

- ①1969年
- ②1979年
- ③1989年
- ④1999年

## 1959年11月20日

国連総会で「子どもの権利宣言」が採択

## 1989年11月20日

すべての子どもに人権を保障する初めての国際条約『子どもの権利条約』が、国連総会で採択

## クイズ6:子どもの権利条約を 日本が批准したのはいつ?

- ①1990年
- ②1992年
- ③1994年
- ④2004年

## クイズ6:子どもの権利条約を 日本が批准したのはいつ?

- ①1990年
- ②1992年
- ③1994年 ※158番目
  - ④2004年

クイズ7:子どもの権利条約に 「子どもの権利」として書かれていることは?

- ①生きる権利
  - ②育つ権利
- ③守られる権利
- ④参加する権利

## クイズ7:子どもの権利条約に 「子どもの権利」として書かれていることは?

- ①生きる権利
  - ②育つ権利
- ③守られる権利
- ④参加する権利

この条約は、前文と 54 条の 本文からできていて、そこに 共通する考え方がこの一般原 則だよ。





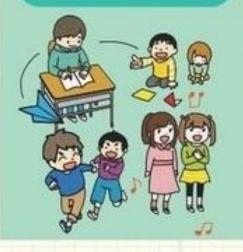
「子どもの権利条約」の 4つの一般原則

- 命を守られ成長できること
- 子どもにとって最もよいこと
- ・意見を表明し参加できること
- 差別のないこと

住む場所や食べ物があり医療を受けられるなど、命が守られること







教育を受けたり、 遊んだりして成長 できること

戦争や紛争、あら ゆる種類の虐待、 有害な労働などか ら守られること



#### 参加する権利



自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

## クイズ8:2023年4月に発足する 省庁の正式な名前は?

- ①こども庁
- ②こども家庭庁
  - ③子ども庁
- ④こども若者庁

## クイズ8:2023年4月に発足する 省庁の正式な名前は?

- ①こども庁
- ②こども家庭庁
  - ③子ども庁
- ④こども若者庁

#### こども家庭庁が大切にする3つの姿勢

1 こどもの自線、子管でをしている人の 声を大切にすること

こどもの声を聴くことは、こどもを大切にする第一歩です。

2 地方自治体(都道府県・市区町村)と協力すること

こどもや子育てしている人に身近な地方自治体とよく話し合って協力していきます。

3 NPOや地域の人たちと話し合い、協力すること

こどもや若者、子育て支援を行っているNPO (社会の問題に取り組んでいる民間団体)や地域で活動している人たちとのつながりを強くし、話し合い、協力します。

#### こども家庭庁の役割

#### 政府の中のこども政策全体の「リーダー」

- ●これまで、こどもに関係する仕事は、政府のいろいろな省や庁が 別々に行ってきました。これからは、「こども家庭庁」が政府の中の こども政策全体のリーダーになります。
- ●「こども家庭庁」には、こども政策を担当する大臣をおきます。その 大臣は、他の大臣が担当する仕事(たとえば、文部科学省が担当 する学校の仕事など)が十分ではないとき、もっと良くするように言 うことができます。

#### 新しい課題などに対応する

● 社会の変化によって、次々と新しい課題が出てきます。 これまでなかった課題、どの省庁が担当するかはっきりしなかった 課題や対応が十分ではなかった課題に取り組みます。

#### こども家庭庁の体制

こども家庭庁は、「内閣総理大臣」、「こども政策担当 大臣」、「こども家庭庁長官」をリーダーにします。その たたちの下に、企画立案・総合調整部門、成育部門、 支援部門という3つの部門をつくります。

政策担

当

大

内閣総理大臣

こども家庭庁

こども家庭庁長官

総合調整部間 企画立案・

門:

#### 全体の取りまとめ

- ①こどもや若者の意見を聴いた上でのこども政策全体の企画立案
- ❷地方自治体や民間の団体との協力

...

正どもの育ちをサポート ① 妊娠・出産の支援や母乳 ② 保育所や幼稚園などパ

- 妊娠・出産の支援や母親と小さなこどもの健康の支援
- ②保育所や幼稚園など小学校に入学する前のこどもの育ち
- ②こどもの安全(性的被害や事故の防止)

etc

特に支援が必要なこどもをサポート

6

支援部

門

- ②血のつながった家族以外と暮らしているこどもの生活の充実や またな 大人になって社会に出ていくための支援
- € こどもの貧困やひとり親家庭の支援
- ∅ 障害のあるこどもの支援

etc

## こども・若者から意見を聴いたり、こども・若者が参加する仕組み

こどもや若者から意見を聴くために、いろいろな工夫をします。 たとえば、

- ●意見を言いたいこども・若者を集めて、会を開く
- ●こども・若者が政府の会議などに参加できるようにする
- ●こどもに関する政策を決めるときには、こども・著者が政府に 分かりやすく情報を伝え、政府に意見を送れるようにする (パブリックコメント)

SNSなどこども・若者が参加しやすい方法で意見を聴く





## クイズ9:2022年に成立し、 2023年4月から施行される法律は?

- ①こども保護法
- ②こどもの権利法
  - ③こども基本法
  - ④こども若者法

## クイズ9:2022年に成立し、 2023年4月から施行される法律は?

- ①こども保護法
- ②こどもの権利法
  - ③こども基本法
  - ④こども若者法

#### こども政策で大事にすること

「基本方針」では、こどもに関わる政策を進めるときに大事にすることを6つあげています。

#### 1 こどもや字管でをしている人の 自線に立った政策を作ること

- ●こどもは、まわりの人に支えられながら、自分のことを決めたり、意 見を伝えたりする主体です。「こども家庭庁」は、こどもの声をしっ かりと聴いて、こどもにとって一番いいことは何かを考え、仕事をし ます。また、こどもや若者の社会との関わりを応援します。
- ●一緒に住む家族の人数が少なくなったり、地域での動け合いが 減ったりして、字管でが大変な家庭が増えています。字管でをして いる人が、負担や不要を感じることが減り、ゆとりを持ってこどもと 向き合うことができると、こどものより良い成長につながります。 そのため、子管でをしている人の意見も聴いて、仕事をします。



#### こども政策で大事にすること

#### 2 すべてのこどもが心も身体も 健康に育ち、幸せになること

- ●児童の権利条約(すべてのこどもがもっている権利について党めた 条約)の内容に従って、以下のとおり取り組みます。
- ・すべてのこどもが、命を守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるようにします。
- ・こどもにとって何が一番良いかを考え、決めたり、行われたりするようにします。
- ・こどもは、自分に関することには自由に意見が言えるようにします。大人はその意見を、こどもの年齢や成長に合わせて、よく考えるようにします。
- ・すべてのこどもは、一人の人として大切にされ、どんな理由でも差別されないようにします。

- ●性別に関わらず、すべてのこどもが、首分の可能性を広げていけるよう にします。

#### こども政策で大事にすること

#### 3 だれひとり取り残さないこと

●虐待や貧困(物やお金が、生活のために十分ではないこと)など困難な状況にあるこどもを含めて、すべてのこどもが取り残されることのないようにします。そして、こどもが社会に参加できるようにします。

政府の仕組みや組織、こどもの年齢に よって、こどもや家庭への支援が とぎれないようにすること

- ●こどもがかかえる困難は、単純ではありません。いろいろなことが 重なって、いじめ、不登校、ひきこもり、非行などにつながってしま います。
- ●いじめ、不登校、ひきこもり、非行などは、こどもからのSOSかもしれません。家族にも、悩みがあるのかもしれません。

#### こども政策で大事にすること

●こどものかかえる困難を解決するには、いろいろな専門家が協力することが必要です。また、これまでは、こどもの年齢によって、こどもや家庭への支援がとぎれてしまうことがありました。「こども家庭庁」では、それぞれの状況に合わせて、支援がとぎれないようにします。

## 5 こどもや家庭が自分から動かなくても、必要な支援が描くようにすること

●困っているこどもや家庭ほど、助けてと言うのが大変だったり、相差 談できることを知らなかったりすることがあります。こどもを支える 人が、こどもや家族がいる場所に行く、SNSなどで自動的にお知 らせが来るようにする、といった工夫をします。

#### 6 こどもに関する調査・データを集め、 それをしっかり政策にいかすこと

●こどもの考え、こどもや家庭をとりまく状況、こどもを支える団体などについて集めた調査・データを散棄にいかします。また、数字だけではなく、こどもの言葉なども大切にします。

### 子どもの権利保障のために、ぜひご参加を!!

#ハッシュタグキャンペーン 「#10代のモヤモヤ」をつけて発信しよう!

子どもの権利条約フォーラム2022in那覇沖縄 2022年12月10日(土)ー11日(日)@沖縄大学